

第1章 計画の概要について

1 計画策定の趣旨

近年の日本は、少子高齢化や人口減少が進行しており、それらの社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重しながら、能力や個性を最大限に発揮できる社会づくりが必要となっています。

男女を取り巻く状況を見ると、国は、平成 11 年(1999 年)に男女共同参画社会基本法を制定し、5 つの基本理念を掲げています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されてきました。

しかしながら、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が必ずしも十分とは言えず、福岡県による「令和元年度男女共同参画社会に向けての意識調査」によれば、家庭、地域、職場などのあらゆる面で、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

豊かで活力ある社会、将来に夢を持てる社会にするために、このような性別による固定的な役割分担意識を払拭し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

小竹町男女共同参画計画は、この考え方にに基づき、男女があらゆる場面でともに参画し、お互いがパートナーとして協力し合い活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とし、そのための総合的な取組の指針をまとめたものです。

2 男女共同参画について

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

(2) 男女共同参画社会の目指すもの

令和 2 年(2020 年)12 月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として次の4つを提示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことと

しています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

3 計画策定の社会的背景

(1) 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取組は、国際連合を中心として推進され、昭和 47 年(1972 年)の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」とすることが宣言されました。さらに、昭和 54 年(1979 年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、日本も批准しました。

平成 7 年(1995 年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」では、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき12の重大領域を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その後、平成 12 年(2000 年)にニューヨークにおいて国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、各国政府による「北京宣言及び行動綱領」の実施の決意を再確認する「政治宣言」などが採択されました。

平成 27 年(2015 年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 20 年にあたることを記念し、第 59 回国連婦人の地位委員会が開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

また、2020 年には第 4 回世界女性会議にて北京宣言・行動綱領が採択されてから25周年(「北京+25」)という節目の年を迎え、「ジェンダー平等を目指すすべての世代フォーラム」が招集(新型コロナウイルス感染拡大の影響により 2021 年に開催)され、ジェンダー平等に向けた様々な取組が行われています。

このように、女性の地位向上を目指した国際的な取組が積極的に進められています。

(2) 国内の動向

昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年」を契機に、「婦人問題企画推進本部」が設置され、

昭和 52 年(1977 年)には「国内行動計画」が策定されました。

その後、昭和 61 年(1986 年)に男女雇用機会均等法、平成 4 年(1992 年)には育児休業法制定など、法整備が進められ、平成 6 年(1994 年)には、国内本部機構の充実強化を図るため「男女共同参画推進本部」を設置し、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして平成 11 年(1999 年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。さらに、平成 12 年(2000 年)には、男女共同参画社会基本法に基づき、国連特別総会「女性 2000 年会議」や男女共同参画審議会の提言を踏まえて「男女共同参画基本計画」を策定、翌平成 13 年(2001 年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

平成 22 年(2010 年)に策定された「第 3 次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブアクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組を進めてきました。

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成 28 年(2016 年)に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が施行、2020(令和 2)年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会などが連携して一層の取組を進めることを目指し、国際的な取組の推進に貢献することが定められました。

(3) 福岡県の動向

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和 55(1980)年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定(昭和 61(1986)年に第 2 次、平成 8(1996)年に第 3 次計画を策定)し、女性の地位向上の取組を進めてきました。平成 11(1999)年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法を踏まえ、平成 13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌平成 14(2002)

年に「福岡県男女共同参画計画」を策定(平成 18(2006)年に第 2 次、平成 23(2011)年に第 3 次、平成 28(2016)年には第 4 次計画を策定)し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成 8(1996)年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」(平成 15(2003)年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称)を開設し、平成 18(2006)年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定(平成 23(2011)年に第 2 次、平成 28(2016)年に第 3 次計画を策定)しました。

第 4 次計画では、平成 27(2015)年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)も踏まえ、「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」の実現を目指して様々な取組みを進めてきました。

こうした取組みにより、女性の就業者の増加や管理職や審議会委員への登用、セクシュアルハラスメントの防止などにおいて一定の成果が見られるものの、未だ道半ばの状況です。

また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、平常時と異なる状況下における新たな対応も必要となります。

こうした社会情勢の変化やこれまでの課題をふまえ「第 5 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、様々な取組を行っています。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しています。

さらに、この計画の「基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり」を女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく推進計画として位置づけ、「基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり 基本施策(1) 配偶者等からの暴力根絶」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)第 8 条第 3 項に規定された市町村基本計画として位置づけます。

また、この計画は、男女共同参画社会を実現するために、国、福岡県の計画の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点から基本目標をかかげ、具体的な課題や施策を体系化し、総合的にまとめたものです。

さらに、この計画は、町と町民、関係機関、企業等と連携・協力することにより、男女共同参画の推進を図ろうとするものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度(2019 年度)から令和 10 年度(2029 年度)までの 10 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況により、必要に応じて見直しをすることとします。

(3) 計画の策定方法

この計画を策定するに当たっては、各種団体の役員、有識者、一般町民からなる「小竹町男女共同参画計画審議会」に諮り、審議をしていただきました。その概要は、下記のとおりです。

	期 日	主な審議内容
第 1 回	平成30年12月14日	辞令交付、諮問 会長、副会長の選出 小竹町男女共同参画計画(案)について
第2回	平成31年 1月24日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第3回	平成31年 2月 7日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第4回	平成31年 2月25日	小竹町男女共同参画計画(案)について
第5回	平成31年 3月 6日	答申(案)の最終確認 答申

(4) パブリックコメント

本庁での閲覧及びホームページにおいて、平成 31 年(2019 年)3 月 11 日から 3 月 25 日まで、広く町民から本計画における意見を募集しました。

第2章 小竹町の現状

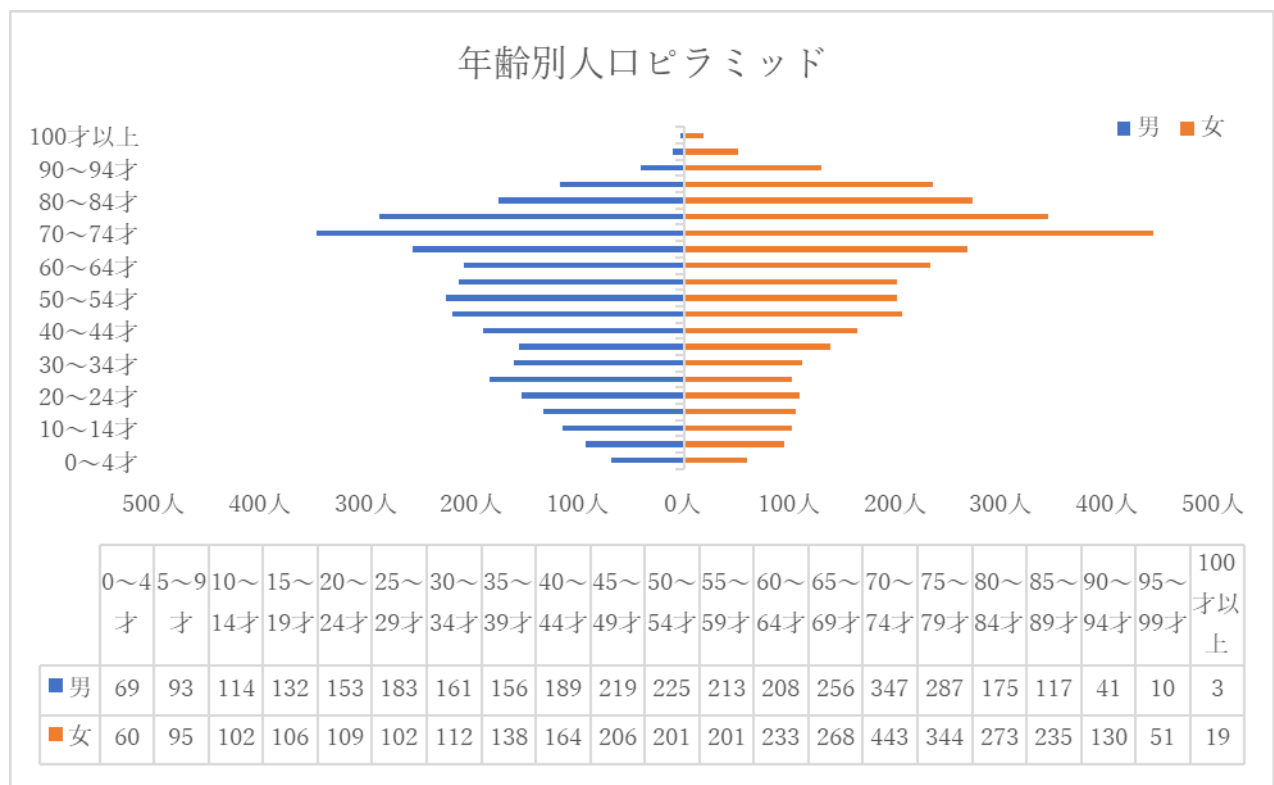
1 人口等の状況

(1) 人口・世帯数の動き

	世帯数 (世帯)	人 口			一世帯当 り人口(人)
		総数(人)	男(人)	女(人)	
平成 2 年	3,679	11,001	5,121	5,880	2.99
平成 7 年	3,678	10,517	4,884	5,633	2.86
平成 12 年	3,603	9,730	4,535	5,195	2.70
平成 17 年	3,551	9,253	4,276	4,977	2.60
平成 22 年	3,511	8,602	3,967	4,635	2.45
平成 27 年	3,331	7,810	3,658	4,152	2.34
令和 2 年	3,210	7,151	3,406	3,745	2.23

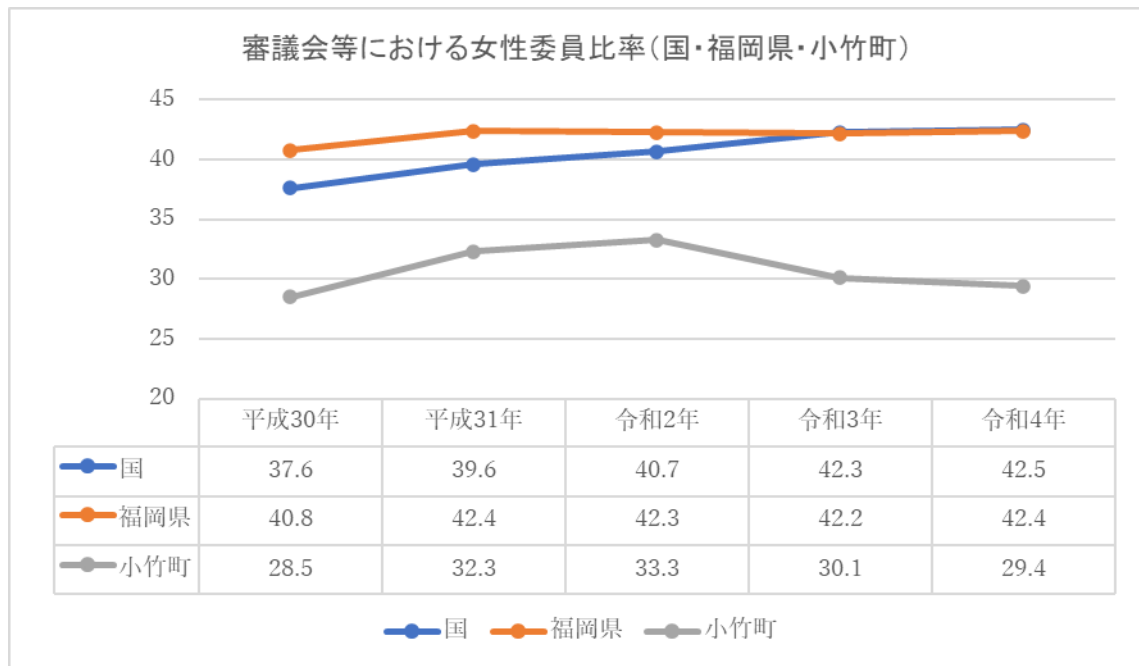
(国勢調査)

(2) 年齢別人口構成



(令和6年3月末 小竹町住民基本台帳人口)

2 各分野における審議会等に占める女性の割合



(内閣府男女共同参画局調べ)

職員の女性の割合



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が支えあい、いきいきと暮らせるまちを目指して

2 基本目標及び施策の基本方向

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
- (2) 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標2 男女共同参画のまちづくり

- (1) 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進

基本目標3 男女が共に活躍できる環境づくり

- (1) 働く場における男女共同参画の推進
- (2) 仕事と家庭が両立できる環境整備の推進

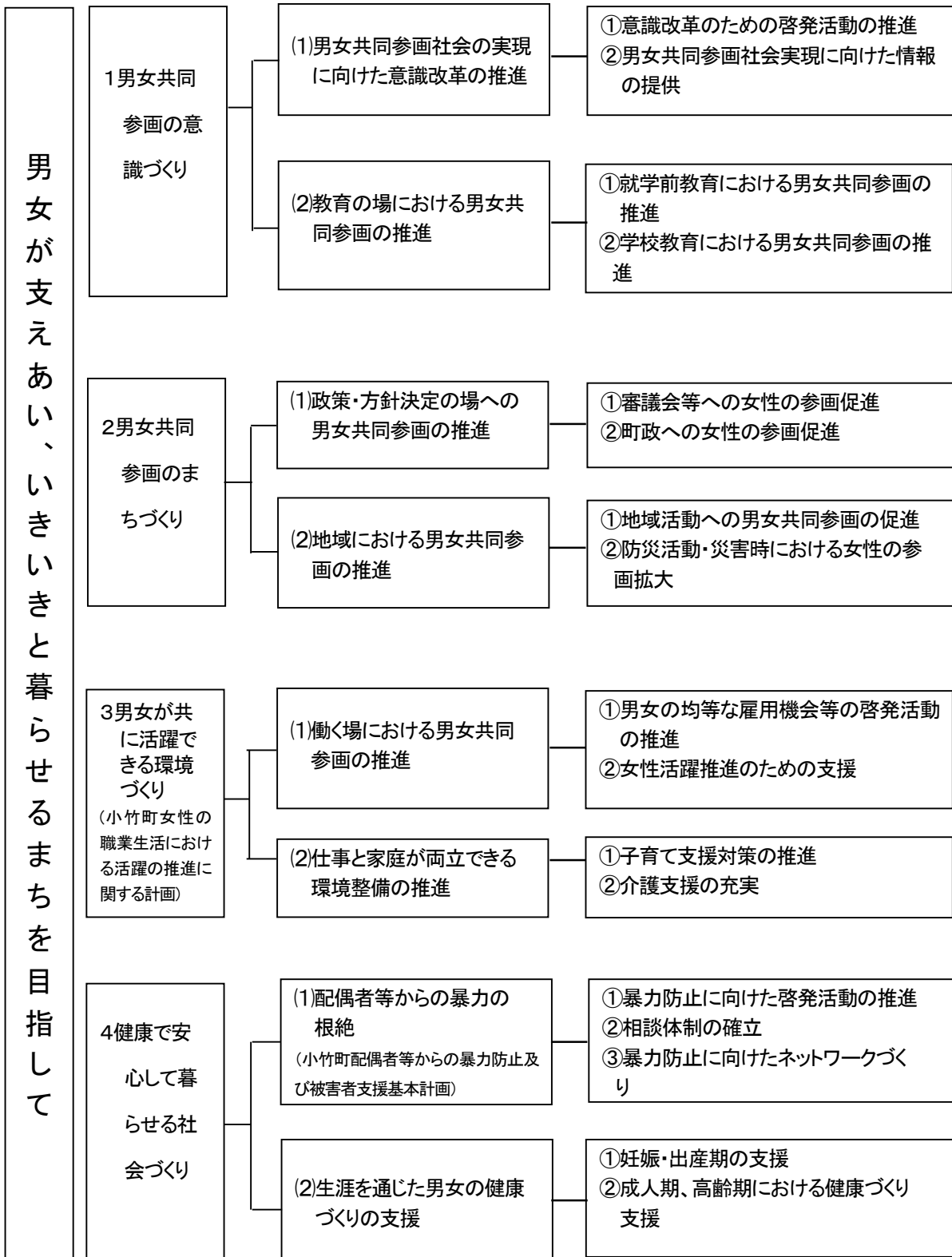
基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり

- (2) 配偶者等からの暴力の根絶
- (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援



3 計画の体系

基本
理念



第4章 具体的な施策

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できることが重要です。しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

性別によって役割を固定化する考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、今後、男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという理解を促進し、意識改革を積極的に展開していく必要があります。

具体的施策	内容
①意識改革のための啓発活動の推進	・町の広報紙及びホームページに男女共同参画を推進する記事を掲載し、啓発活動を推進します。また、広報紙等の表現で、固定的役割を連想させる表現にならないように配慮します。
②男女共同参画社会実現に向けた情報の提供	・国や県などの男女共同参画に関わる機関が作成した情報誌を収集し、町内の施設に設置し、町民に情報提供します。 ・男女共同参画に関する図書、県内の男女共同参画に関わる施設が発行する刊行物などを、中央公民館図書室に設置します。

(2) 教育の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

将来を担う子どもたちが男女共同参画の意識を身につけ行動することは、男女共同参画社会の実現に寄与するだけでなく、一人ひとりがその個性と能力を活かし、充実した人生をおくることができます。

子どもは、家庭や学校・保育の場、地域社会などの中で社会のルールや価値観を学んでい

きますが、とりわけ、就学前・学校教育は、人間の価値観や人格の形成に大きな影響を与えます。そのため、幼児教育や学校教育において、男女共同参画の視点に立った性別役割分担意識にとらわれない教育や指導を推進することが重要です。

具体的施策	内容
①就学前教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報提供を通じて男女平等意識への周知啓発に取り組みます。 ・こども園において、子どもの発達段階に応じて、男女平等の意識づくりと個性や能力を伸ばす指導を行います。
②学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で、男女平等の理念に基づいた教育を行います。 ・学校行事等の際、性別による役割分担にとらわれないよう指導します。 ・子どもたちが、性別にとらわれず、個性に応じて主体的に進路を選択し、自己実現ができる能力を育てるための指導をします。



基本目標 2 男女共同参画のまちづくり

(1) 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の男性が主導する運営形態から脱し、女性の発想や感性を生かすことは、まちづくりを進めていく上で重要なことです。審議会等の政策を考え、方針を決定していく場に女性の参画は欠かせません。

本町における女性の審議会等への登用状況をみると、令和 4 年 4 月 1 日現在で 29.4%です。審議会等へ積極的に女性を登用し、女性の意見や考えを行政に反映させることは、男女共同参画社会づくりの基礎となる重要なことです。

具体的施策	内容
①審議会等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none">・町の審議会等への女性の積極的な登用を推進し、令和 10 年度には、女性の登用率 40 パーセントを目標とします。・審議会等委員として参加できる人材の発掘に努めるとともに、女性が参加しやすくなるための環境を整えます。
②町政への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none">・町政への町民の関心が高まるよう、議会日程を周知し、町議会の傍聴を推進します。・庁舎内において、女性職員の育成と能力向上を図り、性別に関係なく、職員一人ひとりが持つ能力を十分に発揮できる職場づくりに努めます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年、地域コミュニティの重要性が増しています。地域社会は、周囲との重要な交流の場であり、福祉・防犯・防災など、地域住民を支える一番身近なコミュニティですが、人口の減少とともに地域社会に参加する機会が少なくなっています。

住みよい地域づくりを進めるためには、性別・年代を問わず、地域社会への住民の積極的な参加を促し、さまざまな意見を求め、活発な地域活動が行われることが重要です。

また、近年多発している災害に対して、自主防災組織の重要性が増しています。災害時に性別に配慮した対応が必要なこともあることから、防災活動への女性の参加を呼びかけます。

具体的施策	内容
①地域活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事などの機会を通じて、性別・年代を問わず、町民の交流が活発になるように努めます。 ・各種地域組織で、男女が共同して活動を行っていけるように情報提供や支援を行い、地域の活性化を図ります。
②防災活動・災害時における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織への女性の積極的な参加を呼びかけ、災害時の避難場所等で、女性も運営に参画できるような体制づくりを行います。



基本目標 3 男女が共に活躍できる環境づくり

(小竹町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)

(1) 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

女性の就業人口は年々増加し、職場における女性の役割も益々大きくなっています。しかし、女性を取り巻く就労環境をみると、採用時の男女比率の差、昇給・昇格の差、性別による固定的な役割分担等を反映した職場環境などにおいて男女格差がみられます。また、女性は結婚、出産、育児、介護を理由とした離職が多く、再就職後も非正規雇用となるケースが多く見受けられます。

男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くことができる職場環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、農業や商工業などの自営業においても女性は重要な担い手であることから、女性の能力を発揮した経営への参画を支援します。

具体的施策	内容
①男女の均等な雇用機会等の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の均等な雇用機会と待遇に関する情報を町の広報紙及びホームページに掲載し、男女がともに働きやすい環境づくりへの啓発に努めます。 ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント防止について、町の広報紙及びホームページに掲載し、啓発に努めます。
②女性活躍推進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、地方公共団体、事業主団体等関係機関により構成される「直方地区[※]子育て女性等の就職支援協議会」と連携し、子育て女性等の就職支援の強化に努めます。 ・国、県が行う職業能力や意識向上のための事業や研修等の情報を提供し、女性の能力発揮の支援をします。 ・農業、商工自営業で起業する女性への情報提供や働きやすい環境づくりに努めます。

※構成団体：直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、福岡県筑豊労働者支援事務所、福岡県ひとり親サポートセンター、直方商工会議所、直方公共職業安定所、福岡労働局職業安定部職業安定課

(2) 仕事と家庭が両立できる環境整備の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化や女性の社会進出に伴い、共働きの家庭が多くなってきましたが、男性の多くは、長時間労働、仕事中心の生活で、家庭生活での家事等に関わる時間を確保することが難しく、そのうえ、固定的性別役割分担意識により、家事・子育て・介護は女性がその大半を担ってきました。若い世代を中心に男性の家事等への参画がみられるようになっているものの、依然として家庭での家事等は女性が担うべきという性別役割分担意識は、いまだ根強く残っています。

人口減少、少子高齢化が進む中、大きな潜在能力を持つ女性が職業生活において活躍することが一層重要であり、男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くためにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を進め、家庭と社会生活をバランスよく充実させることが、男女共同参画社会の実現のために必要です。

具体的施策	内容
①子育て支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・「小竹町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の多様な働き方に応じ、適切な支援を行える体制の強化に努めます。・育児不安・親子の孤立化を防ぐ子育ての拠点として、小竹町立小竹こども園内に設置している地域子育て支援センターを中心に、保健・福祉等が連携し、総合的な子育て相談支援を行うと共に、子育てに関する様々な情報提供を行います。
②介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・介護に関わる人の悩みを解消するため、介護予防や生活支援サービスの整備を図ります。また、包括的支援事業等の周知を図り、高齢者の総合相談支援の実施や関連機関との連携を推進し、適正なサービス提供につなげます。・高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができるように、地域で支えあう環境づくりや包括ケアシステムを推進していきます。

基本目標4 健康で安心して暮らせる社会づくり

(1) 配偶者等からの暴力の根絶

(小竹町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

【現状と課題】

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、急速なインターネット、SNSの普及により、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントは多様化し、その被害者の多くは女性ですが、近年、男性の被害者も見受けられます。

こういった暴力等は、家庭内もしくは個人の問題として他人が介入しにくく、周囲に気づかれないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

社会全体から暴力を根絶するため、暴力の未然防止を図るための環境づくりや相談体制の整備が重要です。

具体的施策	内容
①暴力防止に向けた啓発活動の推進	・町の広報紙及びホームページを活用し、DVに対する町民の理解を促進します。また、被害者等の相談窓口の周知や被害者への支援体制、自立支援等の情報発信を行います。
②相談体制の確立	・庁舎内において、被害者が安心して相談できるような相談体制を整備します。また、相談を受ける行政職員の資質の向上を図ります。
③暴力防止に向けたネットワークづくり	・DVの相談に対する適切な対応ができるよう、関係各課と情報を共有し、連携して対処します。また、町単独で解決できない事項に関して、警察署や県保健福祉環境事務所、法務局等の関係機関と連携を図り、被害者の安全が確保できる体制づくりに努めます。

(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

【現状と課題】

心身ともに健康的な生活を送ることは、全ての人の願いであり、男女共同参画社会の実現に向けた課題でもあります。女性は、妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、そのライフサイクルや健康上の問題に配慮した対策や支援が必要です。

一方、男性は、仕事中心の生活で、長時間労働による働きすぎ、家庭を担う重圧から一人で悩みや問題を抱え込む傾向にあり、自殺者数の性別は、男性の方が圧倒的に多いとの統計もあります。更に、男性は喫煙や飲酒の習慣を持つ人が女性よりも多く、男女の生活習慣、意識を踏まえた健康支援が求められています。

また、高齢化の進行に伴い、要介護者の増加は深刻な社会問題であり、高齢期においても健康で自立した生活を送ることができるような支援を充実させることが重要です。

生涯にわたり健康を維持でき、いきいきと自立した生活を送ることができるような健康づくり、環境づくりに取り組みます。

具体的施策	内容
①妊娠・出産期の支援	<ul style="list-style-type: none">・妊婦の健康を守り、乳幼児の健康に関する相談に対応できる体制を整備します。・妊娠届受領時や各種健(検)診等を通じて、それぞれの状況に応じた支援を行います。
②成人期、高齢期における健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none">・各種健(検)診等の周知及び受診率の向上を図り、生涯を通じた健康の保持増進に努めます。・すべての住民のライフステージに応じた生活習慣病予防視点から正しい食生活・運動について指導します。・転倒予防教室等介護予防の運動事業を推進します。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たって、小竹町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取組を進めます。

2 町民との連携

小竹町において男女共同参画社会を実現するために、町取組だけでなく、町民、各種団体、事業所との連携が必要不可欠です。そのため、町のホームページを活用するなど町民の皆様からの意見を取り入れながら本計画を推進していきます。

3 国・県との連携

男女共同参画社会を総合的に推進するためには、町だけで解決できない課題も考えられることから、国や県、その他関係機関との連携・協力を得ながら計画を推進していきます。